

高等教育の修学支援新制度について よくある質問（FAQ）

1) 高等教育の修学支援新制度とはどのような支援ですか？

➡給付型奨学金（日本学生支援機構）と授業料等の減免制度（国・地方公共団体）のセットで学業に係る経済的支援を受けることができます。

2) 高等教育の修学支援新制度の対象者は？ 在籍している学生全員ですか？

➡高校卒業後 2 年以内の学生（入学時に 2 浪は可）が対象であり、かつ非課税世帯もしくは非課税世帯に準ずる世帯の学生になります。

3) 対象者として認定される目安は？

➡各学生の家庭の経済状況に違いがありますので、日本学生支援機構 HP もしくは文部科学省 HP にリンクしてある「**進学資金シミュレーター**」を利用し、実際の家計状況等を入力してシミュレーションすることで申し込みができるかどうかの判断目安ができます。

4) 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金の申し込み）の申し込み先は？

➡高校生の場合、 高校を通じて＜日本学生支援機構＞に予約奨学生手続きとして申請
新入生の場合、 高校で手続き完了している学生は、申請の手続きはないが進学手続きあり
高校で手続きをしていない学生は、進学先を通じて＜日本学生支援機構＞に
在学定期採用給付型奨学金手続きを申請

5) 給付型奨学金に採用されていることを証明できる資料は？

➡日本学生支援機構に申請し、マイナンバー等の提出により認定されると「採用候補者決定通知書」が自宅に送られてきます（予約奨学生のみ）。その書面に給付型奨学金の採用候補の有無と支援区分（Ⅰ～Ⅲ）が記載されている学生はこの制度の対象者であると証明できます。

6) 授業料等減免だけを受けられますか？

➡必ず給付型奨学金の申請をし、認定されることで減免制度の対象者であることになります。

7) 一度、この制度の対象者になれば卒業まで対象ですか？

➡年 3 回（4 月、7 月、10 月）の在籍報告を行わなければ廃止になります。
➡給付型奨学金については貸与型奨学生同様、1 年に 1 回（12 月～2 月）適格認定継続願を行い、継続できるか否かの審査があります。
➡授業料等減免制度については前期と後期で審査手続きがあります。審査において不適合であれば取り消しになります。
➡留年などの卒業延期に加え、成績下位層は取り消しになります。

8) 高等教育の修学支援新制度の対象者であれば、入学金等は支払わなくても入学できますか？

➡本学園では、制度の対象者であっても入学金等は一度納めていただきます。入学後の手続きにより対象者の年間の減免額が決定次第、年度末に償還払いするようにしています。